春の全国交通安全運動【埼玉県実施要綱】

埼玉県重点① 自転車への交通反則通告制度導入に伴う交通ルールの遵守とヘルメット着用促進

令和８年４月１日から自転車の違反に
交通反則通告制度（青切符）が導入されます。

埼玉県マスコット「コバトン」

●交通反則通告制度とは、一定の交通違反に対して交通反則告知書（青切符）が交付され、反則金を納付したときは、刑事手続きに移行することがなく、起訴されない制度です。

●一方、飲酒運転や妨害運転等はこれまでと同様に赤切符が適用（刑事手続きに移行）されます。

●自転車事故で亡くなった方の原因で最も多いのは“頭部”を負傷したことによるものです。

●自分自身の命を守るため、自転車に乗る場合はヘルメットを着用しましょう!

青切符の対象となる違反行為の例と反則金

違反行為	反則金
携帯電話の使用等（保持）	12,000円
信号無視	6,000円
車道の右側通行	6,000円
一時不停止	5,000円
並進	3,000円
二人乗り	3,000円

「青切符の導入について」はこちら
埼玉県警HP

「自転車の交通安全について」はこちら
埼玉県HP

自転車事故死者の主損傷部位（令和７年中）

埼玉県警察提供

埼玉県重点② 横断歩道における歩行者優先の徹底

ドライバーの皆さんは…

●横断歩道手前では減速！
●横断歩行者等がいる場合は一時停止！
●横断歩道手前での追い抜き・追い越しは禁止！
●横断歩道手前に停止車両があるときは、側方通過前に必ず一時停止

道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」

歩行者の皆さんは…

●横断歩道を渡る場合は、手を上げるなど、運転者に意思表示（ハンドサイン）を！
●横断歩道を渡るときは左右の安全確認を！

道路横断時の安全行動イメージキャラクター「サイン（SIGN）ちゃん」

統一行動日

4月10日（金）
・交通事故死ゼロを目指す日
・自転車安全利用の日

※　統一行動日とは、関係機関・団体が連携を図り、一斉に交通事故防止の啓発ににに努める日のことです。

YouTubeで配信中
「埼玉県交通安全劇場」

歩行者優先イメージキャラクター「さいたまお父さん」

お問合せ先
埼玉県 県民生活部　防犯・交通安全課
048-830-2955
FAX 048-830-4757

くわしくは埼玉県のHPをチェック！➡ 春の全国交通安全運動 埼玉県 検索